

# 事務所衛生基準規則の改正について

令和4年2月17日

労働基準局安全衛生部労働衛生課  
主任中央労働衛生専門官 構健一

令和3年12月 便所の設置基準等の見直し

令和4年4月 建築物衛生法施行令改正に伴う温度基準の見直し（予定）

令和4年12月 事務室の作業面における照度の基準等の見直し

関係資料は、厚生労働省WEBを参照

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000207439_00007.html)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_23710.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23710.html)

# 事務所衛生基準規則とは（１）

## 主な経緯

昭和46年 旧労働安全衛生規則から分かれて旧事務所衛生基準規則が制定された。

昭和47年 新たに制定された労働安全衛生法に基づく省令として、事務所衛生基準規則が制定された。騒音、振動の防止、救急用具の備え付け等も追加

平成16年 空気調和設備等を設ける場合の供給空気の基準に、ホルムアルデヒドの量を追加

令和3年 便所の設置基準、照度の基準（令和4年12月施行）等を改正

令和4年 空気調和設備を設ける場合の温度基準を17-28度から18-28度に改正する予定

## 適用範囲等

- ・事務所（建築物等で事務作業に従事する労働者が主として使用するもの）について適用する。
- ・事務所に附属する食堂、炊事場は含まれない。
- ・工場等の一部に、ついたて等を設けて事務作業を行う場合は、事務所に該当しない。  
（労働安全衛生規則第3編（衛生基準）が適用される。）
- ・建物権原者（所有者）でなく、事業者（テナント）に対する措置義務が規定されている。床面積によらず対象となる。

# 事務所衛生基準規則とは（２）

## 適用範囲（第1条）

- ・ 建築基準法第2条第1号に掲げる建築物又はその一部で、
- ・ 事務作業（タイプライターその他の事務用機器を使用して行なう作業を含む。）に従事する労働者が主として使用するもの

## <事務室の環境管理>

気積：労働者1人当たり10m<sup>3</sup>以上（第2条）

室内空気的环境基準：一酸化炭素50ppm以下等

（第3条第2項）

温度：10℃以下のとき暖房等の措置、冷房実施の場合外気温より著しく低くしない（第4条）

空調設備：浮遊粉じん、二酸化炭素、ホルムアルデヒド、室温湿度等の基準、設備の調整（第5条）

測定等：二酸化炭素、温度湿度の測定等（第7-9条）

採光・照明：一般的な事務作業300ルクス以上  
付随的な事務作業150ルクス以上（第10条）

## <休養>

休憩設備：休憩の設備を設けるよう努める（第19条）

仮眠設備：睡眠を与える必要のあるとき、睡眠又は仮眠の設備を男女区別して設ける（第20条）

休養室等：50人以上又は女性30人以上で休養室又は休養所を男女区別して設ける（第21条）

いす：持続的立業で座ることのできる機会があるときには、いすを備える（第22条）

## <清潔>

給水：水質が水道法第4条に規定する水質基準に適合（第13条）

排水設備：汚水の漏出防止のための補修及びそうじ（第14条）

清掃等：6月以内ごとに1回、定期的に、統一的に大掃除（第15条）

## 便所：（第17条-第17条の2）

- ・ 男性用と女性用に分けて設けること。
- ・ 男性労働者、女性労働者の数に応じた便房等の数の基準
- ・ 独立個室型の便所については、便房等の数の基準に算定
- ・ 独立個室型の便所1個とする特例
- ・ 便池は、汚物が土中に侵入しない構造とすること。
- ・ 手洗い設備は、流出する清浄な水を十分に供給すること。

## 洗面設備：（第18条）

- ・ 洗面設備を設けること。
- ・ 被服汚染の作業は更衣室を設けること。
- ・ 被服湿潤の作業は乾燥設備を設けること。

## <救急用具>

救急用具：負傷者の手当に必要な用具の備え付け等（第23条）

注）下線は、今回の主要改正事項

# 主な改正事項（1）

## 便所の設置基準

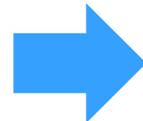
第17条、第17条の2関係

- ・ 男性用と女性用に区別して設けること、男性と女性の人数に応じて必要となる便房等の数の基準については、従来どおり。
- ・ 独立個室型の便所を設ける場合は、便房等の数の基準に算定される。
- ・ 少人数の事務所等に限り、独立個室型の便所1個\*のみでよいとする特例。

\*既設の便所を男女共用にして1つとすることは不可。



省令改正に伴う既存設備等の変更は必要ない。



1人用の個室型トイレやバリアフリートイレを法令に基づく便所として取扱い可能に。



小規模な起業は、当面、独立個室型の便所に対応する余地がある。

## 独立個室型の便所とは

- ◆ 男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所
- ◆ 完全な個室タイプでプライバシーが確保されるもの。
- ◆ バリアフリートイレも、要件を満たせばこれに該当する。
- ◆ 天井や床まで接しない仕切り壁による便房は、該当しない。

# 主な改正事項（2）

事務所則の照度基準  
令和4年12月から

## 作業面の照度

第10条関係 令和4年12月1日施行

- ・作業に応じて2区分に変更、引き上げ。
- ・一般的な事務作業：300ルクス以上
- ・付随的な事務作業：150ルクス以上

製図などの精密な作業は、法令上は「一般的な事務作業」に統合。JIS Z9110も参照して、本当に必要な照度を決める。

300ルクスは、文庫本を読めるぎりぎりの照度。作業に必要なならもっと明るくする。

付随的な事務作業は、書類を編綴したり封筒に詰めたりする作業で、文字や記号を細かく見なくてよいものに限る。

## 施行に向けた準備のポイント

- ◆ 工場や工事現場などの作業場に適用される労働安全衛生規則については、変更ない。
- ◆ 個々の作業面を測定して確認する必要はない。明るさが気になる場合は、照度計で測定する。
- ◆ アクティブアンビエントライティングなどで、天井と手元の照明を細かく調節している場合は、照度不足に注意。
- ◆ 天井照明による照度が不足する場合は、卓上電気スタンドなどの補助照明により作業面の照度を確保する。

## 室温の範囲

第5条関係 令和4年3月公布、4月1日施行予定

・ 空気調和設備を設けている室の気温が、18度以上28度以下になるよう努める。



・ 空気調和設備に該当しない冷暖房設備等を設けている室においても、同様に取り扱うことが望ましい。  
・ 個々の室の調整に当たっては、季節、作業状態、個人差等も勘案すべきである。

現行基準：17度以上28度以下

## 省令改正の背景

- ◆ WHOのガイドライン“Housing and health guidelines” (2018)において、室内温度の低温側の基準について18℃以上とするよう示されている。
- ◆ このWHO勧告を踏まえ、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（建築物衛生法施行令）第2条について、居室における温度等の基準の改正が行われた。
- ◆ 建築物衛生法施行令の改正内容のうち、一酸化炭素の基準については、WHO/EURO (2010)の一般公衆向け基準が根拠とされており、事務所則の基準は変更されない。

# 個別改正事項（便所の設置基準 1）

## 便所の設置基準

第17条関係

- ・ 男性用と女性用に区別すること。
- ・ 男性用大便所の便房の数：同時に就業する男性労働者60人以内ごとに1  
それを超える60人までごとに1を加える
- ・ 男性用小便所の数：同時に就業する男性労働者30人以内ごとに1  
それを超える30人までごとに1を加える
- ・ 女性用便所の便房の数：同時に就業する女性労働者20人以内ごとに1  
それを超える20人までごとに1を加える
- ・ 便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。
- ・ 流出する清浄な水を十分に供給する手洗い設備を設けること。

\*

## ポイント

- ・ 条文が変更されているが、改正前と取扱いに変更はない。
- ・ 建築物の便所を複数の事業者（テナント）が共用することは可能。建築物の貸与者（オーナー）は、労働者の数に応じて設けるべき便房等を、共用する事業者の労働者数を合算した数に基づき設ける必要がある（労働安全衛生規則第677条）。

# 個別改正事項（便所の設置基準 2）

## 独立個室型の便所

第17条の2 関係

### ・独立個室型の便所：

**男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた1 個の便房により構成される便所**

- ・ それ以外の便所は、男性用と女性用に区別すること。
- ・ 独立個室型の便所 1 個ごとに同時に就業する男性労働者、女性労働者を各10人充てるとし、それを超える労働者について、前ページの\*により所要数を算定する。ただし、男性用、女性用便所の便房は少なくとも1つ必要。
- ・ 便池は、汚物が土中に浸透しない構造とすること。
- ・ 流出する清浄な水を十分に供給する手洗い設備\*\*を設けること。

\*\*便房のすぐ外側に設けられていればよいこととする。

## ポイント

- ・ コンパートメント型のトイレやバリアフリートイレを職場に設けるときは、要件を満たせば法令の便所として取り扱うことができる。
- ・ 独立個室型の便所については、立位での使用により汚れることのないよう配慮が必要である。

# 個別改正事項（便所の設置基準3）

## 独立個室型の便所の特例

第17条の2 関係

- ・同時に就業する労働者の数が常時10人以内である場合、独立個室型の便所を設けることで足りる。※

※可能な限り男性用と女性用に区別して設置する。既設の男女別便所を廃止し、独立個室型の便所のみとすることは不可

- ・衛生委員会等で、非常用ブザー、緊急時用のマスターキー、清潔保持についてのマナーなど、便所の使用や維持管理に関するルールを定めることが望ましい。

## 便所の設置基準 早見表

～衛生器具ごとのキャパシティ～

	男性労働者	女性労働者
男性用大便所の便房	60人までごと	—
男性用小便所	30人までごと	—
女性用便所の便房	—	20人までごと
独立個室型の便所	10人までごと	10人までごと
独立個室型の便所 (小規模の例外として)	常時10人まで	

トイレの案内用図記号



お手洗  
Toilets

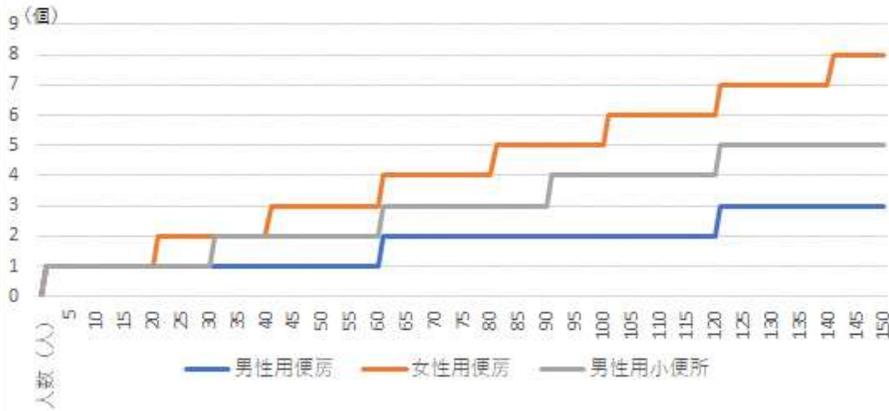
JIS Z8210 ピクトグラム

# 個別改正事項（便所の設置基準 4）

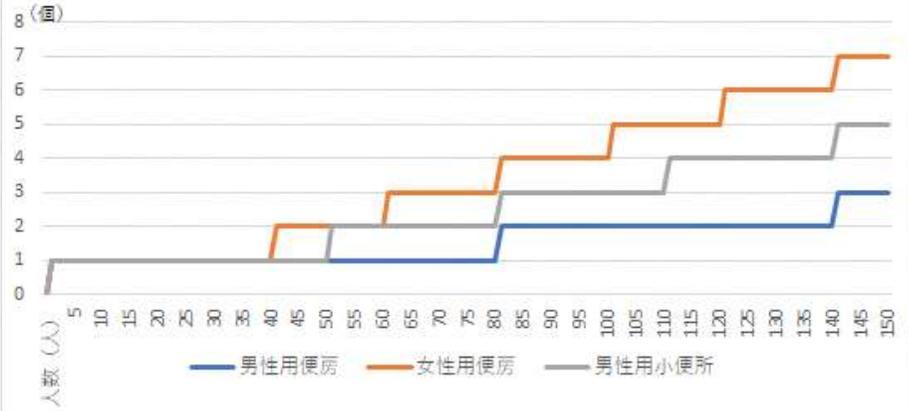
あくまで下回ってはならない基準。 少し余裕をもって！

- ・独立個室型の便所を（バリアフリーでもコンパートメントでも）追加した場合は、法令に基づく便房等の必要数の一部として算定される（通常、SHASE-S 206などを用いた設計時には考慮されない。）。

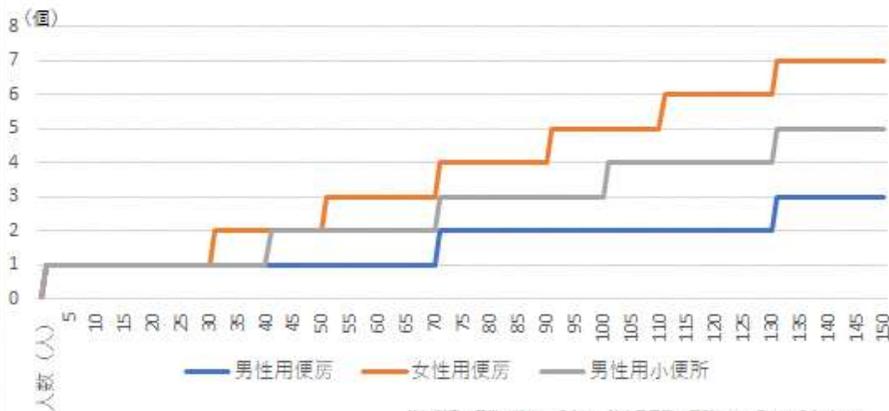
便所の便房等の数の基準（従来どおり）



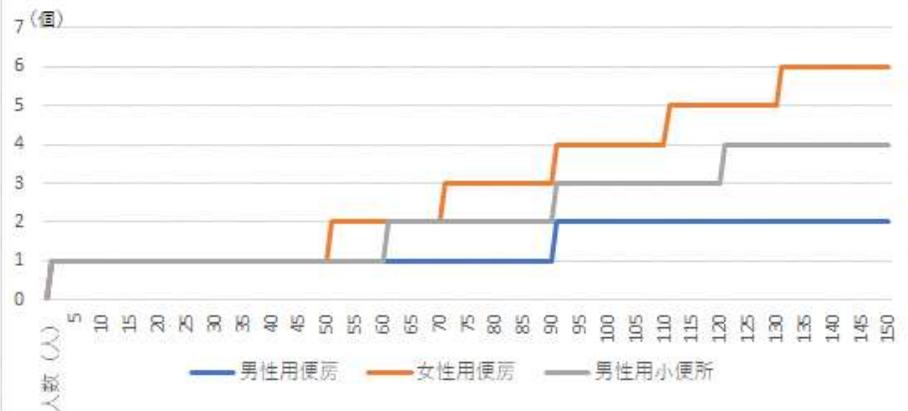
便所の便房等の数の基準（独立個室 2 個を追加）



便所の便房等の数の基準（独立個室 1 個を追加）



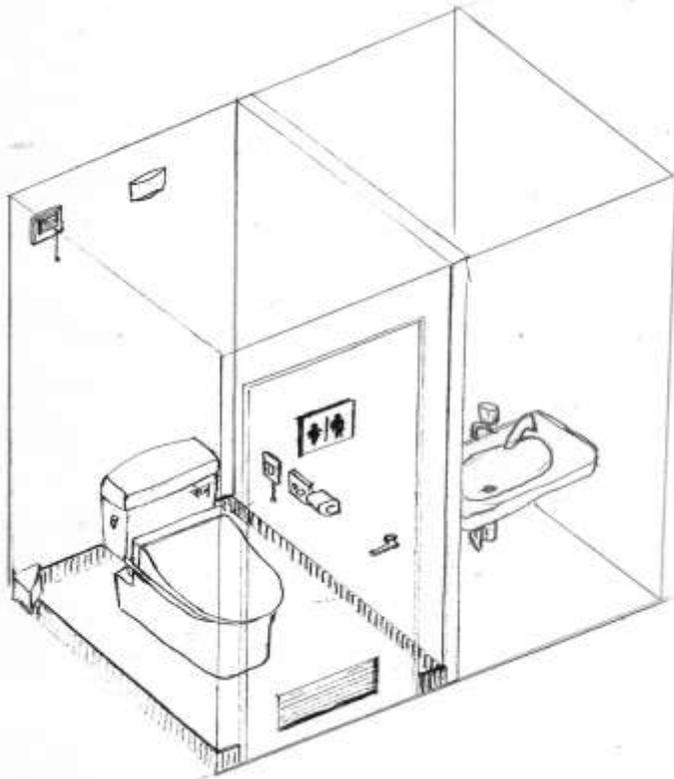
便所の便房等の数の基準（独立個室 3 個を追加）



注) 所定の基準を満たす場合は、独立個室型の便所のみで足りる場合がある。

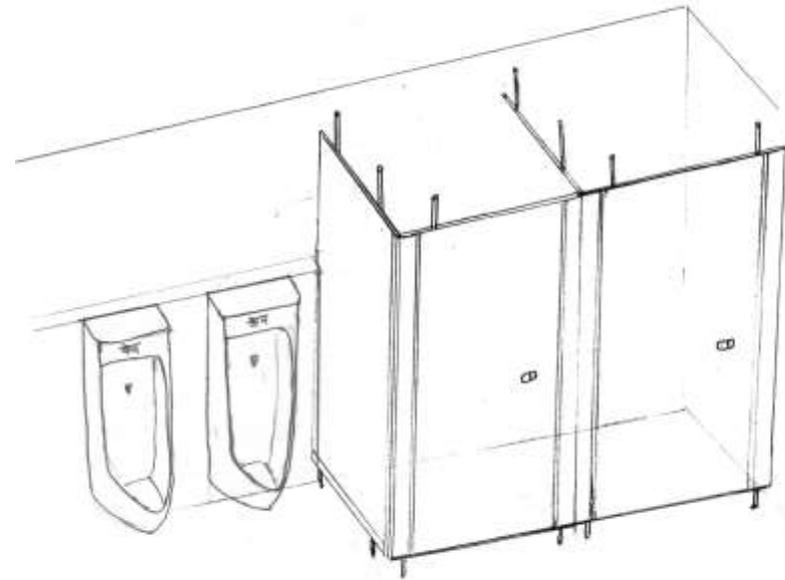
## コラム 独立個室型のトイレとは

独立個室型の便所は、単独でプライバシーが確保されており、男性用と女性用に固定されない。天井や床の近くにすきまがある仕切り壁方式の便房とは、法令の上で区別して取り扱われる。



独立個室型の便所の例

Single-occupancy gender neutral toilet



男性用小便所と仕切り壁方式の便房の例

# コラム 独立個室型のトイレのいろいろ

バリアフリートイレは、所定の要件を満たせば事務所則に規定する独立個室型のトイレに該当します。バリアフリートイレには、様々なタイプがあり、その備えられている機能を必要とする人がいつでも利用可能となるよう、配慮が求められます。トイレの利用方法については、衛生委員会などで検討してあらかじめルールを定めておきましょう。



## 車椅子使用者

- 車椅子を回転できる広いスペースが必要
- 便器に移乗するために手すりを使用

通路などのアクセスにも配慮を。



用途別に設けたり、付加機能のないコンパートメント型のトイレも併設すると、混雑回避に役立つ。1つでは困るのは、他の利用者と同じ。

## オストメイト(人工肛門等保有者)

- パウチ(便をためておく袋)から排泄するために汚物流しを使用



健常者と区別がつかず配慮されずに苦勞することもある。

# 個別改正事項（作業面の照度）

第10条関係 令和4年12月1日施行

## 改正のポイント

現行（改正前）

作業の区分	基準
精密な作業	300 ルクス以上
普通の作業	150 ルクス以上
粗な作業	70 ルクス以上



12月以降（改正後）

作業の区分	基準
一般的な事務作業	300 ルクス以上
付随的な事務作業	150 ルクス以上

※個々の事務作業に応じた適切な照度については、JIS Z 9110などの基準を参照する。

## 留意事項

- この基準は、照度不足の際に生ずる、眼精疲労や姿勢不良による健康影響を防止するためのもの。作業の特性に応じた適切な照度については、JISに示された基準を参考に、作業面における照度を適切に確保する。
- 適切な視環境を確保するため、照度だけでなく、ディスプレイやタブレットなど発光体における輝度や、明暗の対照、まぶしさを防ぐための光源の位置にも留意が必要である。

# 個別改正事項（その他の改正）

## 独立個室型の便所

第1条、第12条、第20条関係

- ・カードせん孔機が事務用機器として例示されていたが、削除された。
- ・かやは、事務室における睡眠又は仮眠の設備に例示されていたが、削除された。

## ポイント

- ・一般に見かけなくなったことから、例示としての記載を削除したものであり、法令の適用対象に変更はない。

# 事務所衛生基準規則の運用上の見直し（1）

## 休養室等

第21条関係

事業者は、常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用するときは、労働者がが床することのできる休養室又は休養所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない。

## 留意点と見直しポイント

- ・ 体調不良者が横になって（臥床して）休養することができる休養室などであり、専用設備として設けなくても、随時利用が可能となる機能を確保する必要がある。
- ・ 折り畳みベッドなどを用意することでも可。ただし、会議室などで使用予定が決まっているなど、体調不良時に優先的に利用できないものは不可。
- ・ 事務所に近接した場所にある病室、診療施設附属の室等であって確実に利用できるものでもさしつかえない（従来どおり）。
- ・ 体調不良者が横になって休むことを想定し、プライバシーの確保のために、入口や通路から直視されないよう目隠しを設ける、関係者以外の出入りを制限する、緊急時に安全に対応できる等、設置場所の状況に応じた配慮が重要である。

# 事務所衛生基準規則の運用上の見直し（2）

## 休憩の設備

第19条関係

事業者は、労働者が有効に利用することができる休憩の設備を設けるように努めなければならない。

## 洗面設備等

第18条第2項関係

事業者は、被服を汚染し、若しくは湿潤し、又は汚染し、若しくは湿潤するおそれのある労働者のために、更衣設備又は被服の乾燥設備を設けなければならない。

## 留意点と見直しポイント

- ・ 休憩時間中有効に休憩して疲労を回復するための設備である。作業場所以外の場所に設けることが望ましい（従前どおり）。
- ・ 休憩の設備の広さや、休憩設備内に備えるべき設備については、一律の規定はないものの、事業場ごとに衛生委員会等で検討した上で、事業場ごとに判断して設置することが望ましい。
- ・ 事務所則に規定する更衣設備とは、ロッカー、更衣室、着替え用衣服の保管設備のことである（従前どおり）。
- ・ 更衣室を設ける場合は、性別を問わず安全に利用できるよう、プライバシーの確保に配慮すべきこと。

# 事務所衛生基準規則の運用上の見直し（3）

## 作業環境測定等

第7条、第8条関係

事務室の一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率についての測定は、検知管方式による一酸化炭素検定器、二酸化炭素検定器又はこれと同等以上の性能を有する測定器を使用して行う。

## 救急用具

第23条関係

事業者は、負傷者の手当に必要な救急用具及び材料を備え、その備付け場所及び使用方法を労働者に周知させなければならない。

## 留意点と見直しポイント

- ・同等以上の性能を有する測定器には、一酸化炭素に関しては定電位電解法、二酸化炭素に関しては非分散型赤外線吸収法（NDIR）による測定機器が含まれる（従前どおりであるがあらためて示された）。
- ・負傷者の手当に必要な救急用具及び材料については、通達で、労働安全衛生規則第634条にきていするものと同様とされていたが、今回の改正で同条が削除されたことに伴い、事務所則についても、事業場に一律に備えなければならない品目の運用は廃止された。